

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月19日
【会社名】	株式会社 篠崎屋
【英訳名】	SHINOZAKIYA, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関根 雅之
【本店の所在の場所】	埼玉県春日部市赤沼870番地 1 (同所は登記上の本店所在地で、実際の業務は下記で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	埼玉県越谷市千間台西一丁目13番 5 号
【電話番号】	048-970-4949
【事務連絡者氏名】	取締役管理グループ長 矢立 実
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

2025年12月16日開催の当社第39回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年12月16日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

会社法第447条第1項および第448条第1項の規定にもとづき、資本金および利益準備金を減少したうえで、会社法第452条の規定にもとづき、剰余金の処分を行なうものであります。

1. 資本金の額の減少の要領

減少する資本金の額

資本金の額1,000,000,000円のうち900,000,000円を減少し、減少後の資本金の額を100,000,000円とするものであります。

資本金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額のみを減少し、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 利益準備金の額の減少の要領

減少する利益準備金の額

利益準備金の額17,094,346円の全額を減少して0円とするものであります。

利益準備金の額の減少の方法

減少する利益準備金の額の全額を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

3. 剰余金の処分の内容

資本金および利益準備金の額の減少の効力発生を条件として、その他資本剰余金900,000,000円のうち、71,630,922円を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損の補填に充当いたします。なお、振替後のその他資本剰余金の額は828,369,078円となります。

減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 71,630,922円

増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 71,630,922円

4. 資本金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の効力発生日

2026年1月26日(月曜日)(予定)

第2号議案 取締役4名選任の件

関根雅之、樽見茂、矢立実及び永田淳一を選任するものであります。

第3号議案 補欠取締役1名選任の件

吉崎元昭を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

小原健を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 資本金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件	64,921	773	-	(注)1	可決 91.00
第2号議案 取締役4名選任の件					
関根 雅之	64,343	1,351	-	(注)2	可決 90.19
樽見 茂	64,242	1,452	-		可決 90.04
矢立 実	64,678	1,016	-		可決 90.66
永田 淳一	64,532	1,162	-		可決 90.45
第3号議案 補欠取締役1名選任の件					
吉崎 元昭	64,248	1,446	-	(注)2	可決 90.05
第4号議案 補欠監査役1名選任の件					
小河原 健	64,611	1,083	-	(注)2	可決 90.56

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上